

令和 5 年 6 月 21 日現在

機関番号：32702

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01304

研究課題名（和文）フランスにおける外国人家族の同化政策に関する研究

研究課題名（英文）Study of the Assimilation policy for foreign families in France

研究代表者

江口 隆裕（EGUCHI, TAKAHIRO）

神奈川大学・法学部・非常勤講師

研究者番号：10232943

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：フランスでは、少なくとも18か月合法的に居住している外国人は、その配偶者と18歳以下の子を国内に呼び寄せる権利が認められている。同時に、フランスに永住を希望する外国人は、国と共和国統合契約を締結し、共和国の価値観や権利と義務、フランス語の習得など契約で定められた統合プログラムに基づく研修を受けた上で、共和国の価値観と原則を尊重することを約束しなければならない。このように、フランスは、外国人に対してその家族の呼び寄せを広く認める一方、国籍を取得しない外国人に対しても、厳しい同化政策をとっている。その反面、教育や雇用の面で移民に対する事実上の差別が残っており、完全な統合は実現されていない。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では、人口減少による労働力不足を補うため、外国人の受け入れを拡大する必要が高まっているが、外国人を単なる労働力ではなく、家族がいる一人の人間として捉えることが必要である。具体的には、現在は限定的にしか認められていない家族の帯同をより広く認めることが検討されなければならない。

本研究では、外国人受入れ大国であるフランスについて、外国人の家族呼寄せ権の内容を明らかにするとともに、フランスに永住しようとする外国人の家族に対しどのような同化政策をとっているのか、同化の実態はどうなっているのかを調査した。これは、日本における外国人家族受け入れを巡る今後の議論の参考になるものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：In France, foreigners who have been legally resident for at least 18 months have the right to bring his spouse and children under the age of 18 to France. At the same time, foreigners wishing to reside permanently in France must conclude a Republican Integration Contract with the state, receive training in accordance with the integration program stipulated in the contract, such as the values, rights and obligations of the republic, mastering the French language, etc. And they must pledge to respect the values and principles of the Republic. Thus, while France widely allows foreigners to bring their families over, it also adopts a strict assimilation policy against foreigners who do not acquire nationality. On the other hand, de facto discrimination against immigrants in terms of education and employment remains, and full integration has not been achieved.

研究分野：社会保障法

キーワード：フランス 移民政策 同化主義 家族呼寄せ権 移民支援団体

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

これまでの出生率の推移をみると、政府が目指す希望出生率 1.8 の達成は困難と思われる、人口減少を補うための政策として外国人受入れが現実的課題となる。そのためには、移民受入先進国フランスの経験を学び、研究しておくことが重要となる。

2. 研究の目的

フランスでは、国内に居住する外国人労働者には母国の家族をフランスに呼び寄せることのできる「家族呼寄せ権 (droit au regroupement familial)」が認められている。本研究では、この権利について、フランス共和国憲法をはじめとする関連法令、判決等を調査研究し、その法的な根拠と内容を明らかにする。次に、家族のための同化政策としてフランスでどのような政策がとられているのか、さらに、そういった同化政策によって、外国人の家族のフランスへの同化がどこまで実現できているのかも調査する。なお、本研究では、労働目的でフランスに入国する労働移民を対象としており、政治的理由等によって国外に逃れた人々、いわゆる難民は、その対象としない。

3. 研究の方法

研究の方法としては、文献等の調査によって、共和国憲法をはじめとする関係法令の内容等を明らかにする。また、フランスで現地調査を行い、フランスにおける移民の中で最も人数が多く、かつての植民地であるマグレブ (アルジェリア、モロッコ、チュニジア) 出身の移民団体を通じて移民当事者の声を聴く。

4. 研究成果

(1) 家族呼寄せ権の憲法上の位置づけ

現行の第 5 共和制憲法 (1958 年 10 月 4 日の憲法) では、家族呼寄せ権を明示的には規定していない。しかし、1978 年 12 月 8 日のコンセイユ・デタ判決 (Conseil d'Etat, 8 décembre 1978, N° 10097 10677 10679) によって、「フランスに合法的に居住している外国人は、フランス国民と同様に、通常の家族生活を送る権利を有することが導かれること、この権利は、特に、これらの外国人が彼らのそばにその配偶者と未成年の子を来させる権限を含むこと」が認められ、これらは 1958 年 10 月 4 日の憲法が根拠としている 1946 年 10 月 27 日の第 4 共和制憲法の前文の一般原則から導かれることが示された。この事件は、第一次石油危機の不況に対応するため、1974 年に労働移民及びその家族の受入が一時的に停止されたことに対し、GISTI という民間支援団体と 2 つの労働組合が訴訟を行い、フランスに合法的に居住している外国人は家族呼寄せ権を有し、その家族が国内で雇用活動を行うのを禁止するデクレは無効であるという成果をあげたものである。これ以降、フランスに居住する外国人の家族呼寄せ権は、憲法上の根拠を有すると解されることになった。その具体的な権利については、「外国人の入国と滞在、亡命の権利に関する法典 (以下「外国人入国滞在法典」という。) が定めている。

(2) EU 指令

家族呼寄せに関しては、2003 年 9 月 22 日の家族呼寄せ権に関する EU 指令によって、EU の方針が示されている。この指令では、その前文で「家族呼寄せに関する措置は、多くの国際法で謳われている家族を保護し、家族生活を尊重する義務に従って採用されるべき」であり、「加盟国における第三国国民の同化を促進する社会文化的安定の創出に貢献し、また、条約に定められた共同体の基本的な目的である経済的及び社会的一体性の促進も可能にする」と述べ、家族呼寄せ権の重要性を述べているが、同時に、この措置の導入について、加盟国に一定範囲の裁量を認めている。それは、この指令が出された 2003 年当時家族呼寄せについて最も制限的であった国との調整の結果のためである。その結果、加盟国の中には、権利の受益者を一親等の親や、成人した未婚の子にまで拡大した国がある一方、フランスは、家族の呼寄せを核家族、つまり夫婦と未成年の子に限った¹。

(3) 国際条約

1950 年 11 月 4 日の人権及び基本的自由の保護に関する欧州条約 (以下「欧州人権条約」という。) では、第 8 条第 1 項で「何人も、その私生活及び家庭生活並びに住居及び通信を尊重する権利を有している」と定めており、これが家族呼寄せ権の重要な法源とされている。しかし同時に、同条第 2 項では、国家安全保障、公共の安全、国の経済的繁栄、秩序の維持と犯罪の防止、健康や道徳の保護、又は他者の権利と自由の保護のために必要な場合に、この権利の行使に対する公的機関による干渉を認めており、かなり幅広い例外が定められている。

(4) 外国人入国滞在法典

外国人入国滞在法典は、フランスにおける外国人の入国、滞在、国外追放及び亡命の権利の行使について定めており、家族呼寄せ権については、第4部第3編第4章家族呼寄せの制度で定めている。その内容は、以下の通りである。

A. 申請権者

家族呼寄せの申請権者は、少なくとも1年間有効な滞在許可を得て、フランスに少なくとも18か月合法的に居住している外国人である(第L434-2条)。ここで重要なのは、職業や学問、フランス人の家族といった一般的な入国資格については同法典で別途定めており、これらに該当しない場合でも、家族の呼寄せが認められることである。

B. 対象者

家族呼寄せの対象となる者は、以下の通りである(第L434-2条)。

18歳以上のその配偶者

その夫婦の18歳未満の子

C. 呼寄せの条件

家族呼寄せの条件として、申請者の収入、住居等が定められている。

収入条件

収入としては、呼寄せの申請者が「家族のニーズを満たすために安定した十分な収入」を有することが必要とされ(第L434-7条第1号)。具体的な基準額は、同法典の規則で、次のように定められている(第R434-4条)。なお、この収入は、申請者と配偶者の収入を合算した額とされる。ただし、65歳以上で合法的に少なくとも25年間フランスに居住している者がその配偶者の家族呼寄せを申請し、少なくとも10年の婚姻期間の証明を提出した場合には、収入要件は適用されない(第L434-8条第3項)。

a) 2人又は3人の家族の場合；スライド制最低賃金の12か月の平均額

b) 4人か5人の家族の場合；a)の額を10分の1割り増した額

c) 6人以上の家族の場合；a)の額を5分の1割り増した額

住居条件

住居については、申請者が「同じ地理的地域に住む同等の家族にとって通常と考えられる住居を持っていること」が条件とされており(第L434-7条第2号)。具体的な基準面積は、同法典の規則で、ゾーンA(パリなど)からゾーンCまでの地域区分に応じて、子のいない世帯又は2人世帯の場合は22㎡~28㎡、8人までは1人あたり10㎡増加するという基準が設けられている(第R434-5条)。さらに、衛生設備(トイレ、シャワーなど)や暖房、飲料水など「まともな住宅」であるための基準も設けられている。

フランス家庭生活の原則の遵守

外国人入国滞在法典は、「共和国の法律に従って、受入れ国であるフランスでの家庭生活を支配する基本的な原則に従うこと」を条件としている(第L434-7条第3号)。これは、一夫多妻制を排除するためのものと思われ、同法典では、呼寄せることができるのは一人の配偶者のみであることを明記している(第L434-9条)。

以上のように、外国人入国滞在法典は、呼寄せの申請者に対して収入や住居に関する条件を課しているが、これによって、低所得の外国人は家族呼寄せから排除されることになるとの批判がある。

(5) 共和国統合契約

A. 共和国統合契約とは

フランスは、外国人の受入れについて同化主義をとっており、外国人が帰化によってフランス国籍を取得する場合には、フランス語の能力、フランスの歴史、文化及び社会の知識並びにフランス国籍及び共和国の基本的な原則と価値に同意することが必要であり(民法典第21-24条)。これらの詳細は「フランス市民憲章」として定められている²。

次に、外国人がフランス国籍を取得せずにフランス国内に居住する場合には、2021年に外国人入国滞在法典が改正され、同化のための措置が導入された。すなわち、フランス国籍を取得しなくても、フランスに永住を希望する外国人は、国と共和国統合契約を締結することが求められ、その契約で定められた統合プログラムに基づく研修を受けた上で、共和国の価値観と原則を尊重することを約束しなければならない(第L413-2条)。

ただし、臨時労働者や学生などの一時滞在許可証の所持者、又は、複数年滞在許可証の所持者であっても、高度人材や研究者、企業のICT出向者などは、共和国統合契約への署

名が免除される（第 L413-4 条）。前者は、フランスに長期間居住する者ではないため、後者は、優秀な人材確保のために、統合契約の対象から除外されている。

B. 共和国統合プログラム

共和国統合プログラムには、以下の内容が含まれる（第 L413-3 条）。

共和国の価値観、原則及び制度、フランスでの生活及びフランス社会の組織に関連する権利と義務の行使に関する、国家によって定められた市民教育

フランス語の習得を目的とした国が定める語学研修

公共雇用サービスと連携した、職業的統合を容易にするための職業指導と支援

受入れと統合の条件を容易にするための、そのニーズに合わせた支援

以上の内容を帰化の場合の同化要件と比較すると、いずれの場合も、共和国の価値観、原則及び制度等に関する知識とフランス語の習得が求められるが、永住の場合には、職業指導・支援とニーズに合わせた個別支援がプログラムに組み込まれている点に特徴がある。ただし、65 歳以上の外国人には、フランス語の知識に関する条件は適用されない

（第 L413-7 条第 3 項）。

C. 家族呼寄せと共和国統合契約

家族呼寄せの場合に共和国統合契約が適用されるかどうかについて、外国人入国滞在法典では、居住許可証を保有する外国人の配偶者又は子で、「家族呼寄せのためフランスに滞在することが許可されており、フランスに少なくとも 3 年間連続して合法的に居住していることを証明する者」には、10 年間の居住許可証を発行し、この居住許可証の発行には、共和国統合の条件に従う必要があると定めている（第 L423-16 条）。ただし、子については、18 歳の誕生日の翌年から、共和国統合契約の締結が求められる（第 L423-16 条第 3 項）。

（6）移民の現状

A. フランスにおける移民の現状

移民の人数

2021 時点で、700 万人の移民がフランスに居住しており、これは総人口の 10.3% に相当する。このうち 36.0% にあたる 250 万人がフランス国籍を取得し、フランス人になっている。移民を出身国別にみると、アルジェリア (12.7%)、モロッコ (12%)、ポルトガル (8.6%)、チュニジア (4.5%)、イタリア (4.1%)、トルコ (3.6%) の順となっており、マグレブ出身者が移民の 29.5% を占めている³。

移民の居住地域⁴

フランスでは、移民は特定の地域にまとまって住む傾向があり、大都市部、特にパリを中心としたイル・ド・フランス地域圏では移民が圧倒的に多い。2020 年から 2021 年の平均では、全国的には人口の 10% が移民出身であるのに対し、パリでは人口の 20% を占め、パリの北東部のセーヌ・サンドニ県では、移民が人口のほぼ 3 分の 1 を占めている。

住居の状況

2018 年の調査⁵では、自己所有の住居に住んでいる世帯の割合は、非移民世帯が 60% なのに対し、移民世帯では 35% にすぎない。さらに、移民世帯のうち、アフリカからの移民の自己所有割合は低く、アルジェリア移民世帯 23%、モロッコ移民世帯 25%、チュニジア移民世帯 25% となっている。他方、HLM と呼ばれる低家賃の公営住宅に居住する割合は、非移民世帯が 13% なのに対し、移民世帯は 31% と 2 倍になっている。特に、アルジェリア移民世帯は 49% と最高の割合を示し（モロッコ 45%、チュニジア 38%）、半数の世帯が HLM で生活していることになる。

移民の雇用状況⁶

2021 年時点で、15 歳から 64 歳までの者の労働参加率（仕事があるか仕事を探している者の割合）は、非移民男性が 76% なのに対し、移民男性は 80% とやや高くなっている。他方、女性についてみると、非移民女性は 71% なのに対し、移民女性は 62% と低くなっている。次に、失業率は、非移民では男性が 8%、女性が 7% なのに対し、移民では男性が 12%、女性が 14% となっている。さらに、職業の内訳をみると、移民が非移民よりもブルーカラーの仕事に就くことが多く（27% 対 18%）、中級の職業に就くことは少ない（16% 対 26%）。

外国人入国滞在法典でも、高度人材や研究者、企業の ICT 出向者などは、共和国統合契約への署名が免除されており（第 L413-4 条）、フランス政府も国際的な人材獲得競争に備えた制度を導入していることがわかる。他方、移民労働者には、移民であることや肌の色

による事実上の差別が残り⁷、これらが目に見えない就職差別につながっている。このように移民雇用は、二極化が進んでいる。

教育の状況

移民の教育については、移民の第1世代（親の世代）から第3世代（孫の世代）にわたる教育状況を分析した興味深い調査⁸がある。これによると、高等教育（短大、4年制大学又はそれ以上の学位）修了者の割合は、移民の子（第2世代）は、その親世代（第1世代）の6倍以上の割合（33%）で高等教育を受けているものの、非移民（移民でないフランス人）の子（43%）と比べると依然として10%の開きがある。しかし、孫の世代（第3世代）になるとその差は解消される。しかし、高等教育を修了しても、中級以上の職業に就いている割合をみると、非移民の子の場合には77%なのに対し、マグレブの第2世代は71%にとどまっており、採用時における差別は厳存している。

(7) 移民支援団体⁹

フランスでは、association と呼ばれる非営利社団（以下単に「団体」という。）が移民の支援分野で活躍している。その目的には、移民に対する法の平等な適用など移民全般を支援するもの、特定のジャンルの移民（マグレブや、イスラム教徒、ユダヤ人など）を支援するもの、フランス語の習得など移民の日常生活を支援するなど多様なものが存在する。その規模もまちまちで、全国規模のものから、県単位や市町村単位のもの（全国組織の下部組織と、地方独自の組織とがある。）まで多様でだが、これらの団体が、移民の家族がフランスに同化する上で一定の役割を果たしていることは間違いない。

(8) まとめ

以上のように、フランスは、外国人に対してその家族の呼び寄せを広く認める一方、国籍を取得しようとする外国人はもちろんのこと、国籍を取得しない外国人に対しても、厳しい同化政策をとっている。移民であれ、非移民であれ、同じフランス人である以上、共和国憲法が保障する平等原則が適用され、「出生、人種又は宗教による差別」は禁止されている（第1条）。したがって、教育、住宅、雇用、社会保障などフランスで生活する上で必要な法制度は、移民にもフランス人と同様、平等に適用されるはずである。しかし、現実には、移民に対する事実上の差別が残っている。ただし、教育の状況にみられるように、移民の第2世代、第3世代になるにつれ、フランス人との格差は解消しつつある。

フランスの歴史を振り返ると、移民排斥の動きが大きくなり、やがて沈静化するという政治的サイクルが幾度となく繰り返されており、現在でも、フランスには外国人が多すぎると答えた者が70%に達したという調査結果もある¹⁰。国が移民に対する同化政策を強化する中で、移民に対する事実上の差別も解消され、共和国的価値や原則によって統合された「共和国的価値共同体としての国家」¹¹が本当に実現するのかがどう注視する必要がある。

¹ Gisti, *Le regroupement familial – 4^e éd.*, 2020., p.3.

² 江口隆裕『移民政策と国民 - アメリカ・フランスの同化主義か、シンガポールの多文化主義か』（神奈川大学出版会、2021年）97頁以下。

³ INSEE, “L’essentiel sur... les immigrés et les étrangers”. 2022.

⁴ *Ibid.*

⁵ Ministère de l’Intérieur, “Le logement des immigrés vivant en France en 2018”, L’essentiel de l’immigration n° 2021-74, Novembre 2021.

⁶ INSEE, *op. cit.*

⁷ 江口隆裕「フランスのマグレブ移民たち - 家族のため異国で生きる人々 - 」神奈川法学第55巻第3号（2023年）35-59頁。

⁸ Cris Beauchemin, Mathieu Ichou, Patrick Simon et l’équipe de l’enquête TeO2, “Familles immigrées : le niveau d’éducation progresse sur trois générations mais les inégalités sociales persistent”, Population & Sociétés No 602, ined, Juillet-Août 2022.

⁹ 江口・前掲（注7）53-57頁。

¹⁰ Cris Beauchemin, Mathieu Ichou, Patrick Simon et l’équipe de l’enquête TeO2, “Familles immigrées : le niveau d’éducation progresse sur trois générations mais les inégalités sociales persistent”, Population & Sociétés No 602, ined, Juillet-Août 2022. p41.

¹¹ 江口・前掲（注2）112頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 江口隆裕	4. 巻 第53巻第1号
2. 論文標題 アメリカ合衆国の移民政策と同化主義 - アングロ準拠主義の下での多様性 -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 神奈川法学	6. 最初と最後の頁 1-56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 江口隆裕	4. 巻 2986
2. 論文標題 歪んだ移民大国ニッポン	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 週刊社会保障	6. 最初と最後の頁 26,27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 江口隆裕	4. 巻 2986
2. 論文標題 家族概念の多様化と社会保障	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 週刊社会保障	6. 最初と最後の頁 26,27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 江口隆裕	4. 巻 第55巻第3号
2. 論文標題 フランスのマグレブ移民たち - 家族のため異国で生きる人々 -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 神奈川法学	6. 最初と最後の頁 35-59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 江口 隆裕	4. 発行年 2021年
2. 出版社 神奈川大学出版会	5. 総ページ数 204
3. 書名 移民政策と国民 - アメリカ・フランスの同化主義か、シンガポールの多文化主義か -	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------